

申 請

平成24年6月5日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

茨城県知事
橋 本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成24年5月30日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。

鉾田市において産出された茶(一番茶以降)

2 解除を申請する理由

別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

鉢田市で産出される一番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

品 目	地 点(※)	採 取 日	測定結果	
			放射性セシウム(Bq/kg)	
鉢 田 市	一番茶(飲用茶) 鉢田市①	H24 5/21	8.3	
			7.9	
			7.6	
	鉢田市②	H24 5/30	6.1	
	鉢田市③		5.8	
	鉢田市①-1			
	鉢田市①-2			

(※)

検査地点の選定方法

鉢田市は、本県の中央よりやや東南によりに位置し、南側は鹿嶋市、東側は太平洋に接している。

また、市の北側は涸沼、南側は北浦に接しており、これらの中央に広がった台地からなっている。

茶については栽培と製茶、販売を併せて行う農家が1戸(1圃場)ある。今回のほ場は、当該農家の茶園3カ所を選定した。

なお、鉢田市において、平成23年度はモニタリング検査を実施していない。

①の追加検査については、茶園全体の状況を反映するようにサンプリングを実施した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、この茶園内3カ所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である鉢田市は、栽培、製茶及び販売を併せて行う農家が1戸ある。

これまでに、23年産茶については茶葉をすべて処分するとともに、24年産にむけては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りや中切り等を実施するとともに、工場への入荷先の記録に加え、出荷先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉を可能してきた。

また、鉾田市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、このほかに食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq／kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

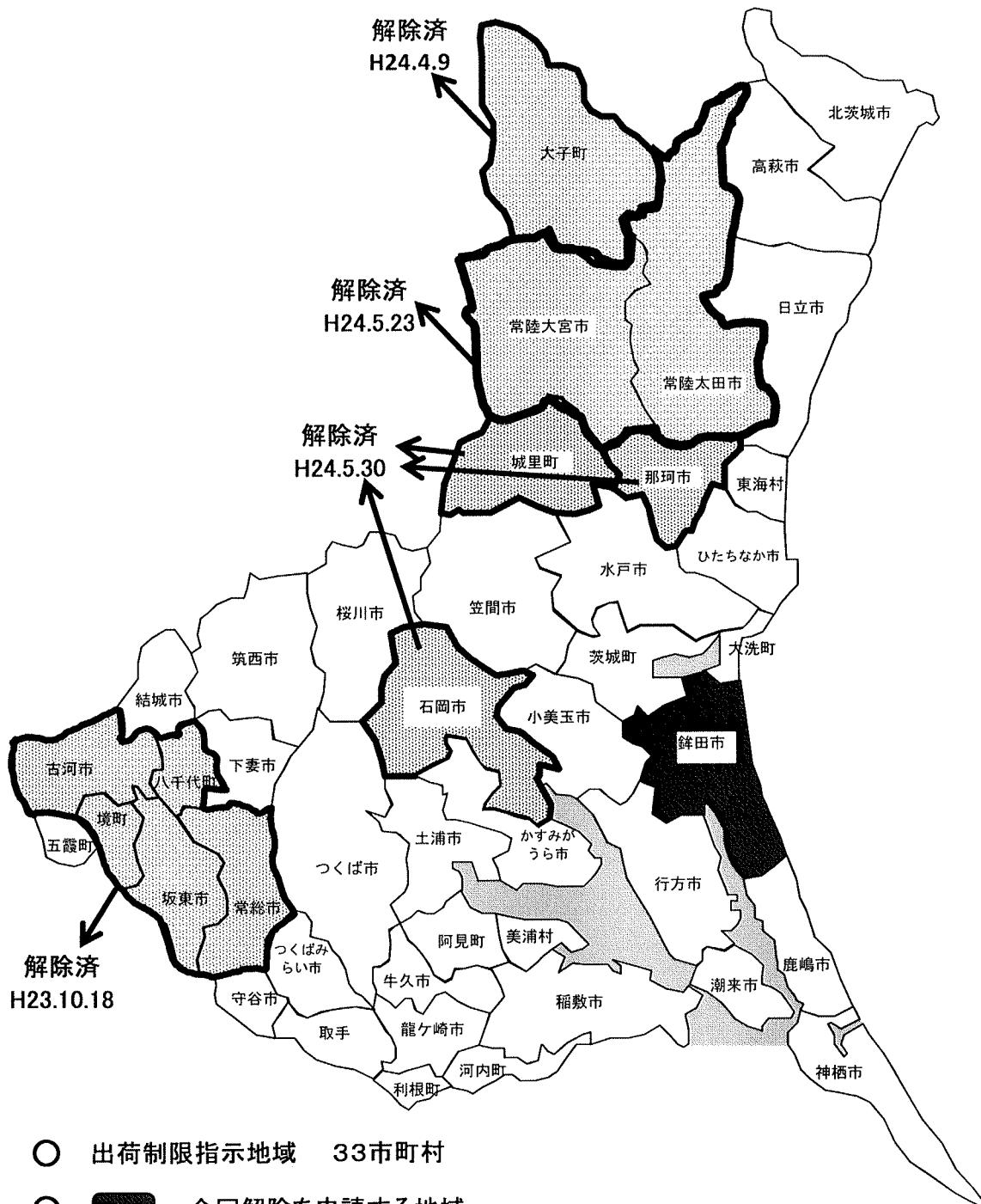
また、すでに出荷制限が解除された古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町、大子町、常陸大宮市、常陸太田市、城里町、那珂市、石岡市の11市町及び今回解除申請する鉾田市の計12市町を除く茨城県下32市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないよう、当該市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

さらに、当該市町から生産された荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。

平成24年5月

茨城県における茶の出荷制限の解除申請状況



○ 出荷制限指示地域 33市町村

○ 黒 ■ 今回解除を申請する地域

(ha, 戸)

市町村名	栽培面積	農家戸数
鉾田市	2	1
合計	2	1

栽培面積 : H18農林水産統計年報より

農家戸数 : 2010農林業センサスより

鉢田市における検査地点

検査地点①②③

